

議案第187号

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例

川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和37年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「後期課程及び」を「後期課程、」に改め、「高等部」の次に「、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程」を加え、「在学する生徒」を「入学を許可された者又は在学する者」に、「困難な者」を「困難なもの」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に入学を許可された者

入学支度金 年額 45,000円

- (2) 国立又は公立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 36,000円

イ 第2学年 年額 61,000円

ウ 第3学年 年額 46,000円

エ 第4学年以降 年額 36,000円

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する高等学校（専修学校の高等課程を除く。）又は国若しくは地方公共団体以外の者が設置する専修学校の高等課程（以下「私立の高等学校」という。）に入学を許可された者 入学支度金 年額 70,000円

(4) 私立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 60,000円

イ 第2学年 年額 85,000円

ウ 第3学年 年額 70,000円

エ 第4学年以降 年額 60,000円

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第8条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第9条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

奨学金の支給対象に高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者を加えること等のため、この条例を制定するものである。